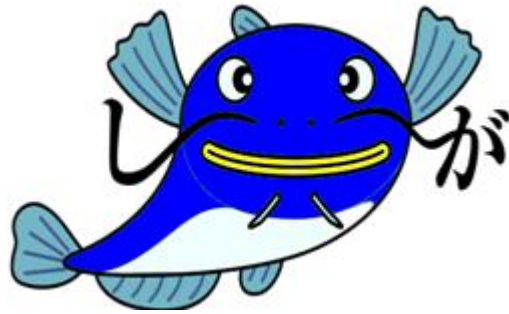


# 公益社団法人 滋賀県臨床検査技師会

(会費規約)



平成 24 年 4 月 1 日施行  
平成 27 年 6 月 5 日一部改定  
平成 29 年 6 月 9 日一部改定

# 会 費 規 約

平成 24 年 4 月 1 日施行

平成 27 年 6 月 5 日一部改定

平成 29 年 6 月 9 日一部改定

(総 則)

**第1条** 公益社団法人滋賀県臨床検査技師会（以下当法人）の会費に関してはこの規約の定めるところによる。

(会費等の取扱)

**第2条** 定款第 6 条に基づき、入会を認められた者は、この規約の定めに従い入会金、会費を納入しなければならない。

(入会金)

**第3条** 新たに正会員として入会を希望する者の入会金は 500 円とする。

(再入会時の入会金)

**第4条** 退会した者が、再度入会する場合も入会金 500 円を納入するものとする。

(会 費)

**第5条** 会員は次の会費（年会費）を納入しなければならない。

- (1) 年会費
- (2) 正会員年額 5,000 円
- (3) 賛助会員（個人）年額 30,000 円／一口
- (4) 賛助会員（法人）年額 30,000 円／一口

「会費の使用」

2 前項の会費の用途は、次の各号によるものとする。

正会員が収める会費は、30%以上を公益事業会計に、その他を法人会計に振り分け、当法人の事業運営に使用する。賛助会員が収める会費は、法人会計に振り分け、当法人の事業運営に使用する。

**第6条** 定款第 5 条第 3 項に基づき、名誉会員と認められた者は、年会費を免除するものとする。

(会費の納期)

**第7条** 会費の納期は次の通りとする。

- (1) 新たに入会が認められた者は、入会承認の通知を受けた日から 1 箇月以内に会費を納入しなければならない。なお、事業年度途中に入会した会員の年会費も年額の全額とする。
- (2) 継続する会員は、毎事業年度開始前の理事会で定めた日までに年会費を納入しなければならない。
- (3) 継続する会員が、年度開始から 3 ヶ月以内に会費を納入しない場合には会員資格の停止となり、定款第 10 条(1)に定める会費を 1 年以内に履行しなかったときは会員資格を喪失する。ただし、期日までに会費を納入出来ない事情について、予め、会費納入遅延理由書として理事会に提出、受理されている場合にはこの限りではない。

(会費の減免)

**第8条** 第 5 条の規約に関わらず、会費の減免を議決することができる。

(改 廃)

**第9条** この規約の改廃は、総会の決議を経て行う。

## 附 則

- 1 この規約は、公益社団法人滋賀県臨床検査技師会の設立の登記の日から施行する。
- 2 この規約は平成 27 年 6 月 5 日総会承認後一部改定した。
- 3 この規約は平成 29 年 6 月 9 日総会承認後一部改定した。